

「佐久の鯉太郎ミニ」の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐久市特別観光PR大使を務めるキャラクター「佐久の鯉太郎ミニ」(以下「鯉太郎ミニ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「鯉太郎ミニ」とは、イラスト及び立体化などしてこれを展開したもの、並びに「鯉太郎ミニ」の写真及び動画等各種データとする。

(「鯉太郎ミニ」に関する権利)

第3条 「鯉太郎ミニ」に関する一切の権利は、佐久市観光協会(以下「協会」という。)に属する。

(使用の申請等)

第4条 「鯉太郎ミニ」を使用しようとする者は、あらかじめ協会に届出(「佐久の鯉太郎ミニ」イラスト利用届出書)しなければならない。

(使用の制限)

第5条 「鯉太郎ミニ」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として使用を認めない。

- (1) 営利団体等が利益を主たる目的として使用するとき
- (2) 市及び協会の品位を損なうおそれがあるとき
- (3) 「鯉太郎ミニ」のイメージを損なうおそれがあるとき
- (4) 法令、公序良俗に反すると認められるとき
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものが使用するとき
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する者が営業又はその広告等に使用するとき及びこれらの者に販売する商品などに使用するとき
- (8) 第三者の利益を害すると認められるとき
- (9) 「鯉太郎ミニ」の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (10) 「鯉太郎ミニ」の使用が特定の企業名や商品を推奨していると認められるとき

- (1 1) 許可のない「鯉太郎ミニ」の変更（ポーズの変更、目鼻等の位置の変更、色の変更等）、その他使用方法が適当でないと認められるとき
- (1 2) 日本国内に所在地を有しないものが使用するとき
- (1 3) その他協会が「鯉太郎ミニ」の使用について不相当と認めるとき

(使用の特例)

第6条 協会は前条第1号に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に関わらず、「鯉太郎ミニ」の使用を認めることができる。

- (1) 営利団体等が、商品、商品等のパッケージ、景品、チラシ、サービス等利益を目的として制作又は提供される物品等に「鯉太郎ミニ」を掲載することにより、市の振興、市産品の販売促進その他市の施策の推進に寄与すると認められるとき
- (2) 営利団体等が、「鯉太郎ミニ」の立体物等を商品化することにより、市の振興、市産品の販売促進その他市の施策の推進に寄与すると認められるとき

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の届出をした者（以下「使用者」という）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出した使用内容のみに使用すること
- (2) 当該使用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 「鯉太郎ミニ」に近接して「佐久市特別観光PR大使『佐久の鯉太郎ミニ』」の表記をすること。
- (4) 権利を譲渡又は転貸しないこと。

(使用期間)

第8条 使用期間は、2年以内とする。

2 前項の使用期間満了後においても、引き続き使用するときは、改めて届出しなければならない。ただし、使用者は、使用届を提出した事項を変更しない限り、使用期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続き「鯉太郎ミニ」を使用することができるものとする。

(使用料)

第9条 「鯉太郎ミニ」の使用に係る使用料については、無料とする。

(使用内容の変更)

第10条 使用者が、届出した内容について変更しようとするときは、あらかじめ届出書を提出しなければならない。

(使用の取消)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用物件などの回収などの措置を請求することができる。使用者は、使用が取り消された場合、取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規定に違反した場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第5条各号いずれかに該当するに至った場合
- (4) その他「鯉太郎ミニ」の使用が不相当であると認められた場合

2 協会は、前項の規定による使用の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この規定による使用は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「鯉太郎ミニ」を使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について協会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 協会は、使用の届出に要した費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 協会は、「鯉太郎ミニ」の使用に起因する損失補償について、一切の責任を負わない。

2 使用者は「鯉太郎ミニ」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 使用者は、「鯉太郎ミニ」に使用に際して故意または過失により市及び協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。

(事務)

第15条 この規定に関する事務は協会が行う。

(補則)

第16条 この規定に定めるもののほか、「鯉太郎ミニ」を使用する場合の取扱い等について必要な事項は、協会が別に定める。

附則

この規定は令和5年10月1日から施行する。